

令和3年度第2回 船橋市防災会議 会議録

令和4年3月24日（木）午後1時30分～ 職員研修所601研修室

事務局（補佐）

本日は、お忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。
定刻となりましたので、ただいまから「令和3年度第2回船橋市防災会議」を開催いたします。

会議に先立ちましてお知らせがございます。本日の会議は公開となっており、傍聴人は1人でございます。

傍聴人の方にお願ひします。先ほどお渡ししました「傍聴について」を良くお読みのうえ、議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

次に、本日の会議は、定数 43 人中 25 人の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「船橋市防災会議運営要領第2条第2項」の規定により、会議は成立しておりますことをご報告いたします。

なお、委員の杉田副市長および海老根総務部長は、ただいま船橋市議会の議会運営委員会に出席をしております、委員会が終了し次第、出席いたします。

それでは、船橋市防災会議の会長であります、松戸 徹船橋市長 より、ご挨拶を申し上げます。

会長挨拶（市長）

皆様、こんにちは。市長の松戸でございます。本日は大変お忙しい中、防災会議の方にご出席をいただきましてありがとうございます。また、日頃より皆様方には、この防災行政はもとよりですけれども様々な形で社会のためにご尽力いただいておりますことを、改めて御礼申し上げるしだいでございます。

一昨年からの新型コロナウイルスの関係で、自治体だけではなくそれぞれの機関、事業の方々がコロナの対応に追われているところではありますけれども、そういった中にあり

まして先週16日には福島の方で震度6強の地震が発生して、昨年10月には県北西部でも震度5強の地震が発生をいたしました。やはり、同時に風水害もあって、防災行政、これまでは地震と風水害ということでやってきましたけれども、今はそれに加えてコロナ対応という3つの要素に対応していかなければいけない、新たな局面を迎えているという風に考えております。

そういった中で、市のコロナに対応した防災行政ということで、避難所の備蓄につきましても、コロナに対応できるように仕切りでありますとか、そういったものを用意はしております。ただ、一つ懸念されるのが、やはり自助・共助・公助という中で、一昨年から市民の皆さんの防災訓練等がまったくできないような状況が続いております。

これは災害の時に公的機関ができることの限界の時には、地域の市民の皆さんの頑張りというものがどうしても必要なわけですが、市としてもこの辺をどうやってこのコロナが少し落ち着いてくる中でやっていこうかということが大きなテーマになっているところもございます。

そして、新年度につきましては今議会の方で明日議決をいただきますけれども、その議決を通ると来年令和4年度、5年度2箇年をかけて各避難所で太陽光を使った発電とそれに対する蓄電池を配備をするというようなことでもありますとか、あとは船橋市産のお米を使ったリゾットを、石井食品がちょうど船橋市にありますので、石井食品の方で作った地元の食材を使った防災備蓄品、リゾットを15,000食程導入をしていくとか、新たな取り組みを始めるところでもあります。そして、今やはりコロナがまん延防止等重点措置が解除になりましたけれども、まだまだ日々の陽性者の数が高止まりをしている状況でございます。特に、船橋市医師会等本当にご協力をいただきながら取り組んでおりますけれども、保健所の方で独自に変異株の検査をずっと続けて、随時公表をしてきております。

その中でひとつ懸念されるのが、やはりBA. 2、ステルスオミクロンと言われる感染力が非常に高い、オミクロンの亜種が確実に確認をされてきておりまして、このところの数としては多くはありませんけれども、かなりBA. 1、従来のオミクロン株に近づいて数が発見されるような状況がでてきておりまして、この辺についてもこれから対応していきたい。また災害の際にはそういった面についても、十分に配慮しながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

本日は災害対策基本法の改正による部分と、災害時の市の方の対応の体制について諮問させていただきますので、ご審議いただければと思います。そして、もう一つ会議の後で銚子地方気象台長の永田様においでいただいておりますけれども、今後・今の状況と雨水に対する様々な形のレクチャーをいただくことになっておりますので、こういった情報も共有させていただければというふうに思います。

今後、今までも様々な形で災害対応として連携をさせていただきましたけれども、これまで以上にそういった連携が必要になるという風に思いますので引き続きよろしく願い申し上げます。

これからも、よろしく申し上げます。

事務局（補佐）

（はじめに事務局より、異動等に伴う新委員の紹介と配布資料の確認を行いました。）

それでは、ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。

船橋市防災会議運営要領第2条第1項により、会長が議長になることが定められておりますので、会長が議事の進行を行います。

それでは議長申し上げます。

議 長（市長）

ただ今より船橋市防災会議を始めさせていただきます。
これより議事に入ります。

本日の議題は、諮問事項 1 件、及び、銚子地方気象台 永田
眞一台長による講演でございます。

はじめに、次第「3. 諮問事項」の議案第 1 号
「船橋市地域防災計画の修正について」
事務局より説明願います。

事 務 局（課長）

○議案第1号「船橋市地域防災計画の修正について」の説明

危機管理課長の安藤でございます。よろしく申し上げます。着座にて、
説明させていただきます。

お手元の資料 1 「船橋市地域防災計画の修正概要」をご覧ください。

地域防災計画は、災害対策基本法第 4 2 条の規定により、船橋市防災
会議が作成する計画とされ、災害予防と減災、応急復旧活動等の対策を
実施する際に、防災機関がその機能を有効に発揮し、市民の生命、身体
及び財産を災害から守るために実施すべき事務や減災に向けた総合的な
対策を定めるものです。

今回の修正は、災害対策基本法の改正及び、千葉県地域防災計画の修
正を踏まえた修正を行うとともに、併せて、風水害時の配備体制の見直
しや、新型コロナウイルス感染症対策等を反映するものです。

案の作成にあたっては、パブリックコメントを実施するとともに、関
係機関及び団体の皆さまにも意見をいただきました。本日お示しするも
のは、いただきましたご意見等を踏まえ、修正を行ったものです。

詳細については、「地域防災計画の本編、資料編」にてお目通し頂けれ

ばと思いますが、これより主な修正点について、ご説明させていただきます。

まず、1.災害対策基本法及び関係法令の改正に伴う修正でございます。

*** 『①避難行動要支援者に関する個別避難計画の策定について規定』です。新旧対照表は1ページです。**

これは、災害時の避難行動要支援者の避難支援等について実効性を持たせるため、個別避難計画の策定について努める旨を記載したものでございます。個別避難計画の策定につきましては、健康福祉部局や市長公室などにより構成されている要配慮者対策推進委員会などで推進してまいります。

*** 『②避難勧告を避難指示に一本化』です。**

これは、令和元年度の台風19号等の経験を踏まえ、避難勧告が避難指示に一本化になるなど、避難情報が見直されたことに伴い、内容の修正を行いました。

次に、2ページをご覧ください。

*** 『③広域避難に係る協議規定について追加』です。**

これは、大規模な災害発生のおそれ等がある際の自治体間の広域避難に関する協議について規定いたしました。

市や県域を超えた避難が必要な場合において、船橋市民の方が県外に避難する場合や、他県の避難者を船橋市で受け入れる場合等の協議について規定したものであり、現在、千葉県を中心に協議を始めております。

次に、2.千葉県地域防災計画の修正等に伴う修正でございます。

*** 『①緊急輸送道路の追加』です。新旧対照表は2ページです。**

これは、千葉県が追加で指定した緊急輸送道路第2次路線及び新規で指定した緊急輸送道路第3次路線について反映いたしました。

*** 『②地震時の職員配備基準等の修正』でございます。**

これは、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことなどにより、千葉県地域防災計画と整合を図り、初期参集条件及び体制の配備時期について見直しを行いました。

また、これまでの警戒本部体制を、災害対策本部体制に統合しました。これまでの警戒本部体制を、災害対策本部体制・非常第1配備に、これまでの災害対策本部体制を、災害対策本部体制・非常第2配備に整理するとともに、これまで警戒本部については副市長が本部長となっておりましたが、災害対策本部長の市長に統一するものです。

次に、3ページにまいりまして、3.風水害時の配備体制の見直しでございます。

*** 『①配備体制の整理』です。**

近年の風水害時の災害対応の経験を踏まえ、風水害時の配備体制を、これまでの、水防準備体制、水防本部、災害対策本部から、新たに、水害警戒配備体制、地震時と同様に、災害対策本部体制・非常第1配備、災害対策本部体制・非常第2配備といたします。

また、職員の動員数についても、これまで、全職員の割合で決めていていましたが、今回、各班において災害の規模等に応じた必要数を配備することを可能とし、柔軟で効果的な対応を可能するとともに、よりスムーズに高次の体制へと移行できるような体制へと変更いたしました。

次に、4ページをご覧ください。

*** 『②各体制配備の配備基準の見直し』です。**

現計画では各体制配備の基準として、これまで、降雨量を規定しておりましたが、気象庁が発表する警報等については、降雨量だけではなく、表面雨量指数や、土壌雨量指数を基準とし、重大な災害が発生するおそれのある場合に発表されることから、降水量にのみ左右され

ることなく、警報等の発表に基づき体制配備を判断することが効果的なため、警報等の発表を主な配備基準とする体制に変更いたしました。

*** 『③水害警戒会議構成員及び本部設置前の動員班の見直し』です。**

災害対策本部設置前、例えば台風の直撃が予想される時などであっても、円滑な避難所開設が行われるよう、水害警戒会議の構成員に避難所開設担当班と、職員動員班の主管課等を加えた体制へと変更いたしました。これにより、風水害の初期対応から、避難所開設がスムーズに行えるような体制になります。

次に、5ページにまいりまして、4.新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた修正でございます。

*** 『①避難所運営上の留意事項の見直し』です。**

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、避難所運営上の留意事項にマスク、消毒液、間仕切り等の備蓄品の活用や、スペース確保など、「感染症対策」を追加いたしました。

*** 『②宿泊可能避難所の屋内受入可能人数の見直し』です。**

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、宿泊可能避難所の屋内受入可能人数について見直しをいたしました。これは避難所における密な状態を避ける観点から、避難者間の通路スペースを確保し1人当たりのスペースを拡大したことにより、受入可能人数について、従来の1/3となったものです。

次に、5.その他の修正でございます。

*** 『①国土強靱化地域計画の位置付け』です。**

令和3年3月に策定した船橋市国土強靱化地域計画について、本計画との関連性等について記載いたしました。

*** 『②千葉県災害福祉支援チームとの連携について記載』です。**

これは、令和2年7月に千葉県が県社会福祉協議会、福祉関係団体13団体と福祉支援チームの派遣に関する協定を締結したことに伴っ

て、千葉県災害福祉支援チーム（通称：DWAT）との連携について規定いたしました。

次に、6ページをご覧ください。

*** 『③土砂災害警戒区域等の位置図及び一覧の追加』 です。**

本市における千葉県知事による土砂災害警戒区域等につきましては、11月9日に60箇所すべてが指定されました。これに伴い位置図及び一覧を掲載いたしました。

*** 『④遺体安置場所開設候補地の順位について見直し』 するものでございます。（新旧対照表は6ページでございます。）**

遺体安置場所は、看護専門学校の体育館を開設候補地とし、災害の規模等に応じて運動公園の体育館、船橋アリーナ等も含めて検討するものとしておりましたが、運動公園の体育館を優先で開設することといたしました。看護専門学校から運動公園体育館へと変更することにより、使用可能面積が約4倍となるため、より効果的な運営が行えるなどの意見が、遺体安置所の運営をする環境部からあったことから見直したものです。

*** 『⑤時点修正や軽微な文言修正等』 です。**

時点修正や軽微な文言修正等を行ったものです。

次に、お手元の資料2「船橋市地域防災計画（案）に対する意見の募集結果について」をご覧ください。

これは、本計画の修正に当たり、令和3年12月15日から令和4年1月14日にかけて実施したパブリックコメントの結果をまとめたものです。

今回は、2名の方から9件の意見が提出されました。

9件の意見は、主に船橋市の防災体制全般に関わるもので、ご意見を踏まえ、今後検討を進めていくものとし、本意見提出に伴う計画の修正

は行いませんでした。

パブリックコメントについては以上になります。

この後、委員の皆様にご地域防災計画修正案についてご審議いただき、令和4年4月の施行を予定しております。

私からは、以上でございます。

議長（市長）

ただ今、説明のありましたことについて、各委員の皆様方からのご質問、ご意見等がございましたら、お願いします。

なお、ご発言に際しては、挙手をして、お名前をお願いいたします。

ご質問等が無いようですので、それでは、本案のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手）

ありがとうございます。

挙手総員でありますので、本案は承認されました。

次に、次第「4. 講演」に移ります。

銚子地方気象台 ながたしんいち 永田真一台長より「警戒レベルと防災気象情報について」、ご講演いただきます。永田台長よろしく申し上げます。

銚子地方気象台長

（銚子地方気象台長より、「警戒レベルと防災気象情報について」ご講演いただきました。）

議長（市長）

（講演について質疑応答をおこないました。）

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。
委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご審議を頂き、
誠にありがとうございました。
それでは、進行を事務局へ戻します。

事務局（補佐）

ご審議ありがとうございました。
これもちまして散会いたします。